

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第53号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後		改正前																	
<p>(法人税割の税率)</p> <p>第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。</p>		<p>(法人税割の税率)</p> <p>第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。</p>																	
<table border="1"><thead><tr><th>法人税割</th><th>税率</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1) (2)に掲げる法人税割以外の法人税割</td><td>100分の5</td></tr><tr><td>(2) 平成19年4月1日から平成29年3月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割</td><td>ア イに掲げる法人税割以外 の法人税割 5.8</td></tr><tr><td>イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割</td><td>100分の5</td></tr></tbody></table>		法人税割	税率	(1) (2)に掲げる法人税割以外の法人税割	100分の5	(2) 平成19年4月1日から平成29年3月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割	ア イに掲げる法人税割以外 の法人税割 5.8	イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割	100分の5	<table border="1"><thead><tr><th>法人税割</th><th>税率</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1) (2)に掲げる法人税割以外の法人税割</td><td>100分の5</td></tr><tr><td>(2) 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割</td><td>ア イに掲げる法人税割以外 の法人税割 5.8</td></tr><tr><td>イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割</td><td>100分の5</td></tr></tbody></table>		法人税割	税率	(1) (2)に掲げる法人税割以外の法人税割	100分の5	(2) 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割	ア イに掲げる法人税割以外 の法人税割 5.8	イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割	100分の5
法人税割	税率																		
(1) (2)に掲げる法人税割以外の法人税割	100分の5																		
(2) 平成19年4月1日から平成29年3月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割	ア イに掲げる法人税割以外 の法人税割 5.8																		
イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割	100分の5																		
法人税割	税率																		
(1) (2)に掲げる法人税割以外の法人税割	100分の5																		
(2) 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割	ア イに掲げる法人税割以外 の法人税割 5.8																		
イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割	100分の5																		
2～6 略		2～6 略																	
<p>(認定中小企業承継事業再生計画の認定を受けた事業者の事業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)</p> <p>第111条 法附則第11条の4第3項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）第39条の3第3項に規定する認定中小企業承継事業再生計画（以下この条及び次条において「認定計画」という。）に従って行われた法</p>		<p>(認定中小企業承継事業再生計画の認定を受けた事業者の事業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)</p> <p>第111条 法附則第11条の4第3項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、<u>同項に規定する産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法</u>（平成11年法律第131号）第39条の3第3項に規定する認定中小企業承継事業再生計画（以下この条及び次条において「認定計画」という。）に従</p>																	

附則第11条の4第3項に規定する事業の譲渡又は資産の譲渡に係る不動産の取得であることを証明する書類及び当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を認定計画に係る事業の用に供したことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 施行令附則第9条の2第2項に規定する建設計画中の不動産（次条において「建設計画中の不動産」という。）にあつては、建設開始年月日

つて行われた同項に規定する事業の譲渡又は資産の譲渡に係る不動産の取得であることを証明する書類及び当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を認定計画に係る事業の用に供したことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 施行令附則第9条の3第2項に規定する建設計画中の不動産（次条において「建設計画中の不動産」という。）にあつては、建設開始年月日

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第111条の改正規定は、公布の日から施行する。